

# 新型コロナウイルス感染症に関連した 偏見や差別をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者・濃厚接触者、医療従事者やその家族等が偏見、不当な差別、いじめ、SNS等での誹謗中傷などで心を痛めています。

新型コロナウイルス感染症への不安や恐れから差別的な行動をとってしまうことは決して許されません。

新型コロナウイルスに感染するリスクは誰にでもあります。

私たち一人一人がそれぞれの生活の中で、感染を拡大させないよう行動するとともに、正しい知識を持つことが大切です。

お互いを思いやり、正確な情報に基づいた冷静な判断、行動をお願いします。

## 不当な差別や偏見に関する相談先(東京法務局人権擁護部)

みんなの人権 110 番	0570-003-110
子どもの人権 110 番	0120-007-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810
外国人人権相談ダイヤル	0570-090-911
インターネット人権相談	<a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a>

※インターネット相談は、右記のQRコードからも行うことができます。

